

官房学派に於ける財政思想

箕 浦 格 良

- 一 官房学の育成と本質
- 二 旧官房学派の財政思想
 - 一 官房学の区分
 - 二 旧官房学派の概観
- 三 新官房学派の財政思想
 - 一 転換期に於けるカメラリスト
 - 二 新官房学派の概観
 - 三 ゾンネンフェルスの財政思想
 - 四 ユステイの財政思想

一 官房学の育成と本質

財政学にありて歴史的に之を考察すれば、財政学は二つの源流即ち官房学の伝統と古典派的伝統の中にその淵源をもつと言えるのである。^{註①}殊にドイツ財政学に於ては官房学の伝統の中に育成せられ、その支配的影響が見られると言えるのである。久しき間ドイツ並びにオーストリアに於ける経済思想或は財政思想は官房学の中に潜在

していたと言えるのである。財政学に於ける生成並びにその発展は国家の経済、国家の財政の歴史とともに生成され発展するものであるが、国家の経済、国家の財政と一国の君主の権力と混成して切離すことのできなかった時代即ち十五世紀頃の政治形態に於ける財政思想にありては国家生活に於ける経済的秩序の法学的研究より更に国家学の一分野として発展し十六世紀より十八世紀にかけて次第に官房学として体系化されたのである。官房学 *Kameralismus*, *Kameralwissenschaft*, *Kameralistik*, *Cameralism*, *Caméralistique* は領域国家 *Territorialstaat* の基盤のもとに専制主義的財政政策論を展開したものであり、その特徴は専制主義的、重商主義的国家政策と国庫に於ける理論体系であり、その内包するところは行政、治安維持の理論のみならず農業、商業、工業、鉱業等に於ける理論にまで亘っているものであるが、概して私経済学部門と公経済学部門の区別が存在していない。本来は王侯国に於ける財務行政に関する理論であり、近代の財政学の形成に財務行政の理論と実践として貢献している。

官房学即ち *Kameralismus*, *Cameralism* という言葉はその語源をラテン語のカメラ *Camera* であるとされる。この *Camera* なる語は「円形天井の室」という義より発し、中世に至りて君主、王侯の収入を保管する場所即ち *Schatzkammer* の意味に使用せられた。かくて *Camera* は君主、王侯の収入を保管する場所という意義より発展し、後に至りて君主、王侯の所有財産も包括的に称するに至った。その後官房 *Kammer* の制度ができ、官吏をおき君主、王侯の領地を管理し、その収入を保管せしめ、尚その特権をも司どらしたのである。マクシミリアン帝 *Maximilian* の統治下に至りてブルグンディの例に倣いインスブルグに於て一千四百九十八年、ウィーンに於て一千五百一年に大蔵省 *Hofkammer* (内帑財産管理会議) の行政機構が設立され、之に伴って行政に関する学理の研究、その知識の普及が必要とされるに至り、各地の大学に之を教授する講座が設置せられ、その内容も現在いふところの政治、法律、行政、経済及び財政を包含するところの広汎なものであった。

かくて君主、王侯の財産を管理することを官房術 Kameralistik と言ひ、この研究を官房学 Kameralwissenschaft といったのである。我国に於ては Kameralismus, Cameralism という語は官房学又は内帑学という訳語を有するのである。又この Kameralismus に於ける一連の思索の結晶、或は一連の思想を官房学派又は内帑学派というのである。尚遡及して見れば所謂 Kameralwissenschaften の生成により財政を意味する語として Kameralien, Kameralwesen が使用せられていたことがあり、尚十九世紀の中頃までは Staatswirtschaftliche 又は Staatsfinanzwissenschaft が用いられたといわれるが、十九世紀中頃以後は之に代り Finanz が私経済的意義より公経済的意義に發展し、現在は Finanzen が使用せられている。

官房学は十六世紀より十八世紀に亘つて分裂せる幾多の小邦の結合態をなせるところのドイツ国に於ける宗教的、政治的、社会的事情の基盤の上にたつて、その特質として發展せる学問である。換言すればその当時のドイツの国情については形式的には神聖ローマ帝国は存続しており、その皇帝の統治の下にあったのであるが、その實質に於ては小国分裂、即ち小邦分裂、各州独立 Particularism、封建諸侯の群立という特殊事情下にあり、数多の独立の小国家、多数の大小諸侯と自由都市の散在的結合態であり、そこに特殊性をもっており、ドイツ皇帝は形式的には存在しても、之を統一国家に導くところの實力を有せず、封建国家より近代的統一国家に到る過渡的段階に於ける一種の国家形態としての領域国家の發生をみたのである。この小国家の数は十八世紀の末葉に於て実に三百四ヶ国に達したといわれているが、^{註⑨}斯くの如き領域諸国家の中でもプロイセン、オーストリアが最も強大なる形態をなしていた。イギリス、フランス、スペイン、ポルトガル、オランダ等の如き西ヨーロッパ諸国は中央集権的国家として確固たる基礎のもとに發展の途上にあつたと言える。ドイツにありては斯くの如き中央集権的国家とはその趣を異にしており、行政機構に於ても、財政經濟に於ても全く特殊事情下にあり、この複

雑多岐に亘る社会機構を前提として官房学は発展する。当時のドイツに於ける政治事情は之等の西ヨーロッパ諸国に比較してその発展が遅れていた。これはその当時における国情が原因をなしている。即ちその当時のドイツを形成する幾多の各小邦は独立した政治組織を持ち、又経済組織も独立していたのである。そうしてそこには幾多の封建的遺制が残存し特殊な政治事情、社会事情、経済事情が残存する。然してこの小邦間に於ける相互関係は密接なるものではなく、殊に財政的關係に於ては不統一であり、小邦相互間に於ける交流に疏通を欠くところがあり、他の小邦の事情を秘かに察知し得ることは不可能であつたが、殊にこのドイツに於ける特殊な形態の専制主義時代とも言うべきときに於ては、各小邦ともその政治機構、財政機構又はその政策に於ては秘密主義がとられていたがために、特にその相互間の關係が不明瞭であつたが、そこにはここに所謂王侯の絶対的専制主義のもとにおかれ、ドイツ国家の特殊性と複雑多岐なる社会的、政治的事情を露呈する。ドイツ皇帝の主権の範圍についても現在我々が考えるようなものではなく極めて制限されており、財政權の行使についても制約のもとにおかれていた。皇帝の財政収入は国民納金 *Geneine Pfenig* 及び領域国家に対する分担金 *Matrikularbeiträge* とに過ぎない状態であつた。斯くの如き事情のもとに官房学は発展する。その当時はたしかにドイツの諸科学の進歩がイギリス、フランスその他西ヨーロッパ諸国のそれに比較して遅れていた。殊に政治、経済、財政に関する研究はまさしく遅れていた。この事はドイツの国情の然らしむるところであり、ドイツの学者又は實際家にして政治、経済、財政に関して学問的関心を有しなかつたものと断ずることはできない。幾多のカメラリストが輩出して方策献言をなしていることに徴しても、又幾多の学者が法学的論議、経済学的論議、行政学的論議をなしている点に徴してもうなずけることである。官房学が如何なる事情のもとに如何にして発展したかを理解するため

にはもう少し深くその背景となるドイツを中心として西ヨーロッパの社会事情を知ることが必要であると考え。ルネサンス Renaissance に於ける精神運動の目標とするところは人間の解放と言うことであるが、中世封建制度の非人間的なる重圧より人間そのものを救い、人間性をその本来の要求にたちかえらせることであり、斯くの如きヒューマニズム Humanism の指導理念となるものはギリシヤ、ローマの古代思想であった。イタリアに於ては強力なる封建君主の存在を見ず、従って自由都市国家が発生し近代的城市生活の先駆となり、中部ヨーロッパ諸国、地中海東方諸国と仲継貿易をなし、又ヨーロッパ諸国の君主諸侯に金融をなし、次第に経済的に発展してきた。この経済の発展に伴って貨幣経済の発展をみたのであるが、この経済力による新興ブルジョア階級が地方小貴族の勢力を吸収して強大になり、農民も貨幣経済の発達と共に物納に進み、遂に農奴的身分関係より逸脱することになった。そうして市民の各階級によって自主的に都市政治がなされ、その政治形態は民主的共和制であったが、斯くの如き市民の自主的な政治意識と貨幣経済に必然的に伴う合理主義は新しい生活原理を生み出したのである。即ち現世は享樂の世界であり、人間の情念は抑制すべきでないと考えられ、所謂中世的禁欲生活は理想とされなくなった。換言すれば中世紀の世界に於て人間の完成は彼岸の世界に求められ、現世は彼岸に到達するための精進の世界であると考えられて、人間としての精神的、肉体的欲望はできるだけ之を抑制すべきものと考えた。之に反して古典的古代世界に於ては神を現世に想定し、その神に近い精神と肉体とを具有する人間を現世に於て実現せしむることを理想とするものである。従って古代思想と中世紀の禁欲生活を主張する宗教とは相容れざるところであった。後に至ってイタリアに於ける自由都市国家が崩潰し、国家的統一を失したるとき、ダンテ Dante Alighieri 1265-1321、ペトラルカ Francesco Petrarca 1304-1374 等のヒューマニスト

は之が回復をはからんとしたのである。ペトルカは古代を研究し新なる知識の成果を通じて輝かしい他の時代に身を処することによって俗悪な現代を忘れることができるとした。ヒューマニズムには古典的教養が欠くべからざるものであるとし、古典を憧憬し、古典の研究が盛になったが遂には古典の中世紀的觀念より進んで、それよりも自由であり、合理的なものと変り、快活、美的感覚、知性の自由なる活動を以てヒューマニストの思想をなすに至った。即ち古典を通じて古代人の生活、文化、思想をその中に消化したのである。斯くの如きヒューマニズムの思想をここに論ずべき道筋ではないが、次に来る宗教改革に対して思想的に一連のものを感ずるからである。例えばヴァラ Lorenzo della Valla 1407-1457 の如きは古典研究を通じて、認容されている教會的伝統に対する偏見を批判し、羅馬教會の世俗的土地所有權の基礎になっている「コンスタンティヌス大帝の贈与」Donatio Constantini についてその基礎のなにもでもないことを主張した如きで、この主張は宗教改革に対して影響するところが大きであったと言われている。^{註④}

十六世紀に於て羅馬教會は腐敗し、宗教界を指導する權威は當に失墜せんとしたのであるが、この時キリスト教を正道に戻さんとする運動が発生した。イギリスに於けるウィクリフ John Wiclif 1324 頃-1384、ボヘミアのフス Johann Huss 1369 頃-1415 等は既に十四世紀にありてその端緒をなすものである。これ等による教會改革の運動はその時期未だ熟せず失敗に終っているが、その後教會改革の必要なることが次第に人心を動かしてきた。一千五百十七年に至りマルチン・ルーテル Martin Luther 1483-1546 が羅馬教會の免罪符 Letter of indulgence, Ablassbrief 濫売等に対する九十五ヶ條の反対意見書を發表して以來社會に大きな問題を提供し、これと殆ど同時にスイスに於てもウルリッヒ・ツヴィングリ Ulrich Zwingli 1484-1531 及びカルヴィン Jean Calvin 1509-

1564 等が宗教改革の運動を起して成功を収めた。これ等一連の運動を宗教改革 Reformation と言われている。ルーテル派新教は北ドイツ、デンマルク、スエーデン、ノルウェー等に拡がり、カルヴィン派新教はスイス、フランス、オランダ、スコットランド等に拡がったのである。この新教に於ける運動に対して旧教、即ち羅馬教会に於てもその革新運動が発生した。之を反宗教改革 Counter Reformation, Gegenreformation と言う。斯の如き宗教改革運動及び新教、旧教両派の対立はその当時の社会的、政治的變動と結合して社会上、政治上の大なる問題に発展し、更にこの問題は中央集権国家の発展の趨勢と結合して十六世紀後半より約一世紀の間宗教的大戦争へ導入したところの宗教戦争時代 Age of the Religious Wars を出現せしめた。さきにアウクスブルク宗教和議 Augsburg Religionsfriede が行なわれたのであるが、その後にもドイツ国内に於ける宗教闘争には未だ解決せざる幾多の問題が残されていたのである。アウクスブルク宗教和議は一千五百五十五年九月二十五日アウクスブルク帝国議會に於てドイツ皇帝と新教諸侯との間に成立したものである。このアウクスブルク宗教和議の内容の主なるものは、宗教に於ける布教に関するものであり、又信教の自由とその主体的帰属關係に属するものであった。即ちルーテル派の新教及び都市は信仰の自由を与え、新旧両教徒はドイツ帝国内に於て同等の權利を有することが認められるが、但し個人の信仰の自由は認めず、その決定権は領主に存在する事となった。そうして領主の信仰に従わないところの人民はすべて領外退去の自由が許されるのである。然しこの特権はルーテル派以外の新教には与えられていなかった。即ちルーテル派に於てのみその布教の特権が認められており、新教であるカルヴィン派にはその特権が認められていなかったし、又信教の自由が各個人に認められているのではなく諸侯及び都市に対して総括的に認められていたのである。又これと共に教会保留は幾多の弊害を残した。教

会保留 Reservatum Ecclesiasticum, Ecclesiastical Reservation とは旧教の僧侶が新教に改宗せんとするときその所領を教会に保留する規定である。アウクスブルク宗教和議に於ける決議の内容の一つであるが、この規定は幾多の弊害を残し新教、旧教両教徒間の反目の原因の一つをなしている。斯くして新教徒と旧教徒は互に反目し軋轢を続けており、根本的な解決策がとられていなかったのであるが、ここに三十年戦争 Dreissig-jähriger Krieg, Thirty year war 1618-1648 発生の遠因があると言われている。^{註①}

イタリーに於けるヒューマニズムの発展はイタリーに於ける現実社会の発生、変化、消滅と宿命的な存在であったと言えるが、イタリーに於けるヒューマニズムはイギリス、フランス、ドイツ等へ移行していったのである。然しながら之等の諸国家の社会事情はイタリーのそれとは異った形態をなしていた。之等の諸国家は近代国家として文明が備わり、軍備についても、戦争様式について火薬の発明と共に大きな変革をもたらし、アメリカ大陸の発見と遠洋航海の可能性は、従来の地中海諸国に対する貿易交通が大西洋沿岸へと大きく移行し、この結果はイギリス、スペイン、オランダ、ポルトガルに経済的利益を与えた。イギリスに於ては近代的市民階級が発展し、フランスは近代的統一国家の形態をととのえた。ドイツの国情は特殊性をもち、近代的統一国家への移行は遅れていたけれどハンスブルグ家の勢力は失墜し、諸侯の勢力は強大となり、尚ドイツに於てはルーテルによる宗教改革が開始せられていた。ドイツに於ける農民は中世的封建制度の拘束に反抗して立ち上った。即ちドイツ農民戦争 Deutsche Bauernkrieg, Peasant's War である。ドイツ農民戦争は一千五百二十四年頃ドイツの僧、農民の封建領主に対する反抗運動として展開される。即ち封建領主と村落共同体との間に残存したる封建的な権利、義務の関係を撤去すること、共有地にしてかこみをされた土地を返還すること、漁業権を獲得すること、獲物を

殺す権利を獲得すること、薪の採取の自由を認むること、個人が任意に服する労役に対して賃金の支払をなすこと等を要求する運動でゲッツ・フォン・ベルリッヒンゲン Götz von Berlichingen 1480-1562、その他の指導者によってなされたがこの運動は一千五百二十五年には失敗に帰し、この運動の関係者は残酷なる刑罰に処せられたのである。これについて三十年戦争の発生を見たのであるが、これは本質的には宗教的、政治的戦争であるが、その当時の複雑なる社会事情と之に随伴して宗教的利権の争奪に基因する。即ちこの戦争発生の直接的原因としてはドイツに於ける新教と旧教との争に端を発する。即ちその当時のボヘミアに於ける国王の選立と新教、旧教両教徒間の軋轢に起因するものである。

ウエストファリア条約 Treaty of Westphalia が締結せられ、三十年の久しきに亘った戦争もここで終結したのである。ウエストファリア条約によってドイツに於ける新教徒はルーテル派、カルヴィン派の如何を問わず、旧教徒と同一の権利を得ることになり、又寺院の財産処分に關しては一千六百二十四年一月一日を以て標準の年となし、この年月日に所有したる寺領はその宗教の如何に拘らず、悉くその旧の状態に従つてその権利が認められることになったのである。以上は宗教に關する規定であるが領地に關して、フランスは一千五百五十二年に占領したところのメッツ、ツール、ヴェルダンの三市の外、エルザスの大部及びライン左岸の地を獲得することになり、又スエーデンは北ドイツに都市を獲得し、ドイツ国会に参与する権利を与えられ賠償金を受けることになったのである。ドイツに於ける各連邦は領内の主権を承認せられ、相互若しくは外国との間にその利益に反せざる限り条約を締結する権利を認められた。そうして従前所領の一部であつたところのスイス、オランダの両国は独立を承認せられ独立国となる。この三十年戦争の結果としてフランスは西ヨーロッパに於ける一大強国となり、

スエーデンは初めて強国に列することになり、又羅馬法皇の勢力が一層強力となったのである。然しドイツに於ては国土は内外の敵に蹂躪せられて荒廢し、その人口は減少し、都市は衰え、諸侯は殆んど孤立するに至り、その統一を欠く事になり、帝権、皇帝の勢力は失墜したのである。斯くてドイツは非常に疲弊したるも、ヨーロッパに於ける近世の國際社会、即ち多数の獨立国の並立を見ることになり、之を基調として各種の國際組織が発生したのである。従つてウェストフリア會議はヨーロッパ改造のための國際會議の起源をなしたものであるといわれているのである。然しながら斯くの如く宗教改革に伴う紛争、農民戦争、ついで殊に所謂三十年戦争によつてドイツ國民に与えた生活の苦惱は政治、經濟、財政の研究に一層の機運を与えたものといえるのである。ドイツに於ける多くの財政理論は官房学の体系の中の一部として構想づけられ發展している。即ち小邦国家、王侯絶対主義これに相次ぐ戦争によつて國民に与えた生活の苦惱、政治力の減退、經濟的疲弊は歴史的に、そうして必然的にその因果關係の中に内在する。^{註⑥}

斯くの如くドイツに於ける宗教改革の運動はそれよりも強大なる勢力をもつ反宗教改革の運動の惹起となり、新旧兩教の對抗は封建的諸領主の利害關係と結合して三十年戦争と言う悲惨なる結果に終る。宗教改革の理想は近代化であると言われるも、その中には必ずしも近代的精神のもとになされたとは言われないものがある。殊に宗教改革に於ける指導的役割をもつルーテルの態度に於ても保守的な強さがある。従つて宗教改革に於ても中世的精神に根ざすところの保守的態度によつて惹起せられていと言えし、又三十年戦争による刺戟とが、ドイツの近代初期の歴史に於て一つの変革の動因をつくるのである。これはドイツの思想の性格を示すものと言えが、ドイツ社会の封建性はドイツに於ける有識者階級が社会の現實的問題の探求を要求するに至つた。これは

ドイツに於けるカント Immanuel Kant 1724-1804 による精神革命、思想革命を行わせることになった原因でもある。このことはイギリスの産業革命、フランス革命に対応して考えられる。他方に於て啓蒙思想はイギリスよりフランスに移転し、フランスよりドイツに移転したのであるが、啓蒙思想はイギリス及びフランスに於ては産業革命或は政治革命を通じてその社会の現実に対応されることによってその思想の欲求するところが充足せられたと考えられるが、ドイツにありては強力な封建性社会の現実直面し、之が社会的実現を阻止せられ、精神的なる方向、その内部に於てその思想的欲求が潜在してきたのである。当にドイツにありては社会的現実の近代化の傾向に代つて宗教改革による内面的信仰の問題に久しく関心をもつてきたドイツ国民の性格の中には啓蒙思想を社会的現実に対応せしめて社会的改革に移行せしめんとすることよりは精神的、内部的思索の中に於て之を探索すると言う傾向を表している。従つてドイツに於てはイギリスの産業革命、フランスのフランス革命の如き政治革命としての形態をとらず、必然的に觀念論的なるカント哲学に於けるが如き精神革命とも言うべき形態のものが表われたのである。

ルーテルは既に述べたる如く宗教改革家として、神学者として名をなしており、又ルーテルの聖書の翻訳並びに教義に関する著書によつて多数の新教徒の間に伝播されて所謂標準語、文学語としてのドイツ語が確立し近代ドイツ語の基礎ができ現今に至つているといわれるが、これ等の功績は実に大である。

ルーテルの著作は実に一千百三十七種に及び七百十五巻を数えると言われている。その学問的業績の主なるものは Von Kaufshandlung und Wucher, 1524. Dass diese Wort Christi "Das ist mein Leib" noch feststehen, 1527. Römerbrief, 1515-16 等である。又既に述べたる如くルーテルの宗教改革の端緒となつたものは九十五個

条文 95 Theses, 10. 1517 じふごが Von der Freiheit eines Christenmenschen, 1520. An der christlichen Adel deutscher Nation, von des christlichen Standes Besserung, 1520. De captivitate Babylonica 等は宗教改革に於けるルーテルの根本的な見解を伺うことができるものである。

ルーテル派はルーテルの流れを汲む宗派である。ルーテル派の教義については、救は唯神の恩恵によるものであり、我々はキリストに現れたる神の恩恵を信ずることによって救われるのである。救は己にこの罪の赦しの恩恵に対する信仰そのものである。即ちこの人と神の諸関係そのものに存するのである。我々は信仰にありて神の与える恩恵の約束の保証を有していると説くものである。

カルヴィンの思想は所謂カルヴィン派の教義をなしている。カルヴィンの新教教義を組織だてた著書としては *Institutio Religionis christianae*, 1536-59 である。カルヴィン派はカルヴィン等の流れを汲む宗派であるこというをまたないところであるが、カルヴィン派の教義については、人は神の道具となつて神の計画を地上に実現することであると説くものである。即ち神の救の保証を我々の裡に作用する神の力の倫理的効果に求め、宗教によつて全人生に於ける倫理化を計らんとするものである。この教義の具現はルーテルに於ける内在する福音の法悦に求める法悦的態度、即ち福音の法悦に酔う信仰とは現実に於ける宗教的生活に於て全くその趣を異にし大なる差異を生じて来るものである。

斯くの如きカルヴィンの思想の中に於てはマクス・ウェバー 註⑥ Max Weber 1864-1920 によつて既に近世資本主義に於ける觀念的素地が認められているが、註⑥ 経済学上に於ける経済的自由主義に対する学説の発端は宗教改革の時代と同じくしているのである。国家の権力によつて国民経済を維持しその發展を指導せんとする思想は新教

に於ける国家観によつて一層その力を与えられていると言える。新教に於ける宗教的個人主義は経済的自由主義の淵流をなしている。新教に於ける信教自由の原則は自然的自由の制度に於ける理論の淵流をなし自由放任主義に発展するのである。^{註⑦}

ルーテル及びカルヴィンの思想並びにルーテル派の教義及びカルヴィン派の教義はその当時の経済思想に対して大きな影響を与えている。ルーテルは教会の管理におかれていたる国家を解放して国家の行政をして教会より独立せしめ、国家社会の秩序、共同の利益、又貿易上の国家の地位の確立をはかったのであるが、之はイタリーのヒューマニスト、マキアヴェリ Niccolo Bernardo Machiavelli 1469-1527 がその当時の宗教的世界観、宗教的規範律、宗教的倫理より国家を解放し国家の行政の独立を主張したるものと類似する。^{註⑧}ルーテルにありてもその当時の頽廢せる教会、不信用なる教会より国家行政の解放及びその独立をはかったものであり、宗教的倫理を否定したるものではない。

ルーテルに於ける経済思想は商業を輕視して農業を重視するのである。寧ろルーテルにありては商業を罪惡視し、農業を神聖視するのである。商業に於ける独占を以て正義に反し、公道に反するものであると考えるが、カルヴィンにありては資本主義的産業組織を認め、又商業に於ては如何なる活動によつて利潤を獲得しようとも、それは神の摂理に反するものではないと考えるのである。

ルーテルにしてもカルヴィンにありても教会及び国家内に於て個人主義を主張する。然しカルヴィンに於ける経済思想はルーテルに比較して進歩的であり、中世的影響を脱脚している。ルーテルは農業を重視し、農業に従事せざる都市生活に反対するに對し、カルヴィンにありては斯る思想を有していない。カルヴィンは商工業の重

要性を認め、人間生活に対する商工業の地位と価値を認識する。カルヴィンによれば国家と教会とは別個の觀念にして、各別個の組織であるが、全体としての国民は国家と教会の両者に対して共に隸屬關係をもつものであるとなし、国家と教会とは全く別個の組織であり、その本質を異にしているが、各特有の支配者を有するものである。然し国家にしても、教会にしても、その最高支配者は神であり、そうして国家も教会もともに他の領域を侵略すべき性質のものではなく、相互扶助として存在すべきものであると言う。即ち国家は人間の现实生活の利益のために存在するものであつて、その支配者は人間の現実の生活の中にありて、支配者の權威は神聖にして尊敬すべき性質のものとして、その支配者の尊嚴性、不可侵性を認めるのである。従つて僧侶と雖も一般国民と同じ生活の中にありて、その支配權に服従するものであるとなすのである。斯くの如きカルヴィンの思想についてはソヴィングリ等の主張するところの国家と教会とは各独立の組織をもつものではなく、それは単独なる組織として一体をなすものであると言う思想に対立するものである。^{註⑥}

官房学の育成過程に於けるその当時の社会構造並びに思想的背景について述べてきたのであるが、官房学は十六世紀より十八世紀に亘るドイツに於ける絶対主義の政治的、經濟的觀念形態であるとともに、その当時の重商主義理論と結合している。即ち王侯国家の絶対主義と、斯くの如き国家の地位確立と言うことと重商主義理論とが結合して、官房学の内容が形成せられていゝと言へるのである。然しながらその当時の重商主義理論を的確に把握することは困難である。所謂重商主義 Mercantilism, Merkantilismus, Mercantilisme はその学的体系を有していない。従つてその思想傾向は極めて広汎に亘つており、そこには漠然としたものがある。唯或一つの思想傾向又は主としてヨーロッパ諸国に共通せる或一つの政策傾向を漠然と重商主義と言うに止まり、その正確な

る把握は困難であるが、その時代の社会的趨勢として発生し、十六世紀より十八世紀に亘って盛んとなった経済的思想傾向並びにその実現の政策であると言ふことができる。ここにドイツ的重商主義と言っても唯重商主義のドイツに於ける一つの現れ、或は官房学を以て一般の重商主義のドイツに於ける一つの特異な形態であると言うより外はなく、その思想傾向、又は政策傾向についても広汎多岐に亘っており、且つ漠然としたものあり、之を一律して把握することは困難である。従つてドイツ重商主義の内容についても何を以てするかについては議論の岐れるところとなる。要するに官房学はドイツに於ける王侯国家の君主の内帑に関する管理、経営と行政、或はその政策なりに重商主義が結合、加味せられて發展していると言ひ得るのである。

重商主義の最も盛んとなったのは十七世紀の中葉であるが、所謂従来の封建制度を打破し、封建的国家より近代的統一国家へ移行せんとする社会的要求に伴う国家的統一経済政策であると言ひ得る。思想的には君權的絶対主義と結合することになるのであるが、そうして又君主、諸侯の政治的、経済的權力の確保、拡大及び人民統一に於ける權力確保と言ふことと結合し、その政策として現れているのであるが、経済的に見れば領土経済より国民経済への移行に伴つて強力なる近代国家統一を目標としたる経済政策となっている。重商主義はこの世紀に於ける近代的統一国家形成の途上に於てヨーロッパに於ける諸国家の経済的富強策として現れている。換言すれば重商主義発生の時代は政治的には中央集権的、絶対的、君主国家時代にして、経済的には近代資本制社会の成立期に当るのである。即ち中世の封建的経済社会より近代資本制社会への移行期にあたる。

重商主義は国王及びその官僚がその權力を増強、拡大せしめんとするには最も与し易い思想であつたと言えるのである。国内統一と外敵の侵略に対する防備、軍隊、兵器の準備、その他戦争手段の準備、多数の官吏の必要

に対する国家需要として多額の経費を必要とし、そのためには国富の増大即ち金、銀、貨幣の獲得と蓄積をはからなければならず、又そこに介在する商人は国家の強力なる保護なくしては充分にその目的を達成することは不可能であり、そこに商業が国家目的と結合し、強力なる国家保護のもとに推進したのである。

この重商主義の典型とされるものはコルベール政策であるが、スペイン、ポルトガルに於ては植民政策として現れ、オランダに於ては海運政策、中間貿易に現れ、イギリスに於てはクロムウェル Oliver Cromwell 1599-1658 による航海条例、ウィリアム三世 William III 1650-1702 によるスペイン、ポルトガルとの通商条約に現れ、イギリスに於ては法的措置を以てその効果をはかった如きその例である。コルベール政策はフランスに於ける重商主義を代表し、又その典型的なるものとされている。ルイ十四世 Louis XIV 1643-1715 は偉大なる国王であり、又之を補佐する重臣にありても有能なる人物が多く、従つて強力に絶対主義を推進することを得たのであるが、コルベール Jean Baptiste Colbert 1619-1683 にありてもその一人であり、ルイ十四世の時代に於けるフランスの繁栄のために物質的基礎を強固ならしむるため重要な役割を果たしたのである。コルベール政策にありては、国家の富は王室の富であるとなし、富を増大ならしめんとして国家収入の増大をはかったのである。一国に於ける貨幣収入の増大はその国家の国力を増大するものである。従つて一国の国力を示すものはその国内に存在する貨幣の量によるものであるとなし、貨幣収入の増大をはかり、財政整理を行つたのである。この財政整理の目標は租税制度の統一と財政秩序の回復とであつたが、然しこれによつてその当時の戦費の増加と、宮廷に於ける奢侈、浪費を抑制することはできなかった。又租税負擔制度を廃止することもできず、財政危機の原因をなしているのである。

重商主義に於ては国家権力の維持と、又その拡大をはからんがためには貨幣を必要とし、国家が強国ならんがためにはその貨幣を国内に蓄積せなければならぬ。一国に於ける貨幣の保有量は一国の富の尺度を示すものであり、そうして一国が如何に強力であるかを示すものであるとなすが、然しその当時には貨幣經濟が成立していたとはいへ貨幣の量には限度があつた。然も各国は貨幣又は之に代つて金銀を流通手段として多量に必要とし、自国内の鉱山に於て産出せられるが、自国の鉱山の乏しいとき或は自国内に金銀鉱山を有しないヨーロッパ諸国は競つて外国、殊に新大陸より金銀を獲得し之が保有に努め、又このための諸政策が施行せられたのである。斯くして国富は増大すると考えられていたが、外国より貨幣を獲得せんとして貿易手段によつて之が吸収をはかつたこともその政策の一面である。即ち貿易差額、換言すれば輸出と輸入との差額は自国に有利なるものであるとなし、輸入を制限し、輸出を奨励したのである。かくて重商主義政策に於ては内国関税や通行税の廃止又は軽減、統一的なる関税制度の採用、輸出入の制限的措施等を実施し、関税政策により外国との競争を回避し、大工業を促進せしむることがその目的となつてゐる。従つて貿易に於ても外国製產品の輸入についてはその関税を重課し以て之が抑制せんとし、自国製產品の輸出についてはその輸出税を軽減又は廃止し輸出の促進をはかつたことは勿論であるが、この輸出税の軽減又は廃止とともに、免税、輸出奨励金の制度を認めるのである。

かくして重商主義にありては一国の経費が直接に国内生産品を対象として支出せられ、又は之が生産の助成に向けられるときは、その経費は有害なる作用をなすものではない。如何なる経費と雖も外国生産品を対象として支出せられざる限りは有害なる作用を有するものではない。そうして又一般に如何なる経費もその対象が一国内に限られている限り有害なる作用をもつものではないと考え、ここに国家経費の限界を認めるのである。

重商主義にありては斯くの如く貿易政策及び山林政策によって国内に於ける必要なる原料、食糧を保証し、工業部門の新設、交通、通信機関の整備、海運の促進、あらゆる工業に対する国家の支持、財政整理と租税負担の公平と言うこと等がその主たる政策傾向となっている。^{註⑩}

これまで重商主義について概説してきたのであるが、既に一言した如くその体系を有せず、その思想傾向も広汎多岐に亘るもので、之が適確なる把握は困難であるとされるが、経済学の成立以来之が解釈に多くものがあるも、ここに概説する如く十六世紀以後に於ける近世的国家成立期の途上にあつて所謂国家主義的経済思想傾向及びその経済政策傾向を総称するものであると考える。斯くの如く国家権力と一連のもとに、経済的、政治的に見てその本質を探らんとするものがある。即ちグスターフ・シュモラー Gustav Schmoller 1838-1917、カール・ビュッヒャー Karl Bücher 1847-1930、アドルフ・ヘルト Adolf Held 1844-1880 等のである。之に対してここに概説した如く重商主義を経済的に見て、一国に保有する金、銀、貨幣の量を以て一国に於ける富の増減、或はその国の経済力を測る尺度であるとなす思想、及びこの金、銀、貨幣を一国内に保有し、或は之が蓄積をはかり、又は之が外国より獲得する各種の政策を以て重商主義の本質となすと言う立場にたつものがある。之はアダム・スミス Adam Smith 1723-1790 の「国富論」に於ける重商主義批判に端を発し、マカロック John Ramsay McCulloch 1789-1864、ミル John Stuart Mill 1806-1873 等は之を継承している。然しながら事実傾向として、重商主義政策は商業、産業に対する国家の権力を基礎とする国家の干渉政策として現れているのである。即ち国内の商業、産業に対する命令、保護、奨励、禁止という国家干渉の政策であるが、国家の作用を通じて、国家目的によって、商業、産業その他一般の経済に対する干渉は国家財政の強力なる一部を担当することになり、財政

上の国家目的と結合することになるものである。このことは官房学からドイツ伝統財政学が独立し、ドイツ伝統財政学は重商主義と結合して重商主義的財政学を構成したものと考えられるのである。

ドイツに於ける社会科学の研究が一段と促進され初めてきたのは三十年戦争の終戦後のことであつて、ドイツの国民に於ける戦後の社会の道德的弊害、政治的混乱、経済的疲弊を救済せんとする要求は必然的に発生し、この必然的な社会的要求は一般の社会科学の研究を促進せしめたと言ひ得るのである。官房学にありてもこの歴史的段階に於ける必然的な社会的要求によつて発展している。官房学の発展がその当時のドイツの社会的要求によるが、他方に於ては国内的事情に対応する理由がある。当時フランスに於ては既に近代的統一国家として、一大強国として素質をもつに至つており、イギリスその他の諸国が政治的、経済的に統一、結合したる近代的統一国家となつており、ドイツの国情とは異なるところで、統一的政治組織、経済組織が成立して、共に政治的勢力の拡大、対外的地位の確立に努力、又経済的勢力も拡大されつつあり、そうして当時の之等の諸国は政治的独立の強化、経済的勢力の拡大を目的として、植民地を獲得して経済的独立、又は商業交通に於て経済的自立と国内生産品の処分を目的として国家政策が施行せられていたのである。ドイツに於ては之に対処する手段として、又対等の国際関係に立つ手段として、即ち対内的関係に於ても、対外的関係に於ても対等の関係に立つ手段として、国家統一の必要、即ち之等諸国家と等しく統一国家への発展的移行の必要を認めていたにもかかわらず、現実には政治的権力の主体をなしたるものは、所謂中世的都市経済として認められるところの、各個に独自の王権を有するところの王侯国家としての域を脱することができず、ドイツ皇帝の統治下にありとはいへ統一国家に移行せんとする実力を有せずして、封建的国家より近代的統一国家に移行せんとする過渡的段階に於ける

一形態をなしていたのである。この国家形態に於ける必然的な對外政策は統一国家としての性質を有する国家とはその形態を異にし、王侯の政治的権力行使の対象をなすものは隣接都市、隣接国家を征服し、この結果併合領域に於ける政治的支配の確立及び之に適するところの經濟政策の実施がその主なるものである。その經濟政策の傾向に於ても自国の産業の助長ということに主力が注がれ、殊に農業に対する助成は重きをなしているが、これはイギリス、フランス等がその政策としての對外的商業政策をとっていることに對して、原始的産業を主とするものであると同時に、商業及び企業の發達について之等諸国の比にあらざりしことを物語るもので、加うるに王侯國家に於ける絶對主義思想が伏在していたのである。經濟政策に於ける主体的立場及びその政策目的は王侯に歸属する利益であり、經濟政策が所謂警察國家政策と結合しており、そうして主とする目的は王侯國家の勢力擴張、その權益の拡大と王侯の利益に歸することであつた。そうしてそこには豊富にしてこの目的のための行政に充分なる國家收入を確保し以て國家需要に對して彈力性を与え、あらゆる勢力擴張の根元を与えんとすることであるが、總ての勢力擴張の本元的なるものは政治権力の主体、即ち國家勢力の擴張である。この國家勢力擴張に於ける主要なる要素、即ち國家需要に對する調達充當手段は豊富にして充分であることが必要であるとされ、その政策が之に向けられるのである。斯くて勢力充實と王侯の利益を目的とするドイツに於ける王侯權力の確立、即ち之に派生する警察國家の勢力充實としての財政事實が一般的重商主義思想と結合し官房學として發展したるものである。當時ドイツに於ては封建的なものが残存して特殊な社會事情、經濟事情のもとにあり、イギリス、フランス、その他諸國家に對して政治的又は經濟的に各種の政策がとられていたにもかかわらず、未だ封建的遺制の桎梏のもとに絶對王制と重商主義との結合により、之が基調とする經濟的に豊かにして、武力的に強かるべ

きことの政策が一貫していたのである。斯くして王侯國家の政策が軍隊需要より發展し、國家需要の主なる地位を有するものが軍隊需要であり、之に應ずるため産業に對してあらゆる助成がなされたのである。これは自國を強力にし、自國の領土保全、權益の保全、財産の保全を目的とし、對外的に強固なる地位を求めんとするものである。斯くの如き國家の過渡的形態はやがて崩壞の運命をたどるのであるが、然しこの封建的遺制は社会的に、政治的に、經濟的にもすべての分野に亘って根強く、且つ久しく続いたのである。

斯くて官房學は三十年戰爭に於てドイツの國內的事情、對外關係によつて刺戟せられた社会的要求によつて發展し、その内容をなすものは所謂警察國家 *Polizeistaat* に於ける、專制主義に於ける、絶対主義に於ける、即ち專制君主、王侯の權力を中心として王室、君主に於ける繁榮と、之に従う人民の繁榮福祉のため組織だてられた行政的、財政的、法律的、經濟的知識である。かく警察國家はヨーロッパに於て封建國家の次に現れたる國家形態であつて、即ち法治國家 *Rechtsstaat* に移行せんとする過程に於て見る過渡的なる一種の專制君主國としての國家形態をなしており、フリードリッヒ大王 *Friedrich der Grosse 1712-1786* 治トのフロイセン *Preussen, Prussia* はその典型的な形態をなしているが、フランスに於けるルイ十四世の有名なる言葉として知られている「朕は國家なり」 *L'Etat, C'est moi* に現れたる國家の本質的な觀念と變りはないのである。警察國家に於てはその國家目的は君主を中心として人民との社会的、共同的幸福ということにおかれてゐる。君主を中心として君主或はその官僚が社会的、共同的幸福に於ける行政目的を決定し、その政策を施行する。従つて人民は只君主の命に服し、國家の行政目的に従ふことこそ國民は社会的、共同的幸福を得ることになり、國民の自由は國家によつて保証されていない。即ち「君主即ち國家」という觀念に結びつけられてゐる。そうしてこの社会的、共同的

幸福に貢献するところの行政目的達成のための条件としては国内の安寧及び治安の維持ということであつて、従つてここに実力の行使が認められ、警察的要素が見られるのである。^{註⑩}換言すれば警察国家時代に於ては、国民及び国土が王侯、君主の統治の客体であると考えられ、国家の目的とするところは公共の幸福、即ち安寧及び福利 Wohlfahrt をはかることであり、何を以て公共の幸福なるかを決するのは君主及び君主に隷属する役人達である。そうして人民の福利の増進のためには君主及び君主に隷属する役人達は、国家の名に於て一切の行動をとり得るものとされてゐた。従つて人民の自由に対する保証というものはなかったのである。政治及び経済政策の主体及び目的は君主、王侯そのものにおかれており、斯る政治的、或は経済的政策の目的とするところは王侯国家の政治的権力を強力に確立すると共に、之に伴つて経済的自立をはかることであつた。斯くて王侯の財政を豊かに、且つ強固にし、国家の地位を高め、従つて国家の地位を高めることが人民その他あらゆるものをして、福祉に導かれるものと考えられ、公共の幸福であるとされるのである。警察国家の理論を構成したるものはヴォルフ Christian v. Wolff, 1679-1754 及びユステイ J. H. G. v. Justi であるといわれている。ヴォルフは自然法理論より出発しているが、然し社会の自然的状态を基調として、社会の成立過程を社会契約によるものとなし、社会の概念を明確にする。そうしてここに集合体の本質、社会の優位性を求めるのであるが、国家社会はその国家社会を構成する人民の安寧、福祉を保証する合理的契約によつて成立するものなることを明確にし、各個人の自由については自然法によつて規制されるものであるが、斯く個人の自由が制約されたる社会が自然的状态に於ける社会であるとなすのである。^{註⑪}ユステイにありてはその国家観は厚生、福祉ということに一貫しており、国家の本質は人民の福祉に貢献すべきであり、あらゆる国家収入も人民の福祉を高めることに貢献すべきであるとすので

ある。^{註⑨}

当時のドイツに於ては生産及び交換の経済はその発達に見るべきものがなかったが、経済に対して王侯国家の絶対主義が結合して経済政策となつて現れ、強力国家政策と王侯の地位確立に必要な需要の充当が国家政策の主要なものとなっている。斯くてドイツに於ける所謂警察国家時代の一特色と見られるところの王侯の内帑財産の管理又は王侯の経済、即ち国家経済の経営、管理に関する知識又はその技術に対する知識が官房学をなすのである。

当時の君主経済に於ける需要調達の手段は、内帑財産、料地、公有財産等所謂ドマーネン Domänen に於ける収入と、王侯の特権、即ちレガリエン Regalien に於ける収入をその主なる源泉としていたのである。元来封建国家に於ては料地収入が最も主要なる収入形態をなしていたのである。即ち封建貴族は各地方に領地を所有し、この領地に於て所謂農奴を対象とし、その必要なる需要調達の手段としたのである。料地収入は農奴の支払う封建地代より形成せられていた。即ち農奴の耕作は領主のためのものであり、自己のためのものではなかった。特権収入は君主の有する各種の特権に基づいて生ずる収入であり、当時君主は鉱山特権、森林特権、造幣特権、狩猟特権、河川特権、郵便特権、関所特権等の支配権、或い市場の独占権の如き広範なる各種の特権を有し、之によつて多額の収入を期待していたのである。絶対主義君主国家に至つても当初は主要なる収入形態は料地収入であつたが、久しきに亘る戦争の結果、特殊なる社会的事情下にあつて、対内的には政治的混乱の整理、経済的疲弊の急速なる回復、生産機構の急速なる回復、領民の経済の安定、租税、貢納政策の合理化とその実施、社会的弊害の救済のための諸政策の実施、内帑財産の増殖と内帑経済の強力化、王侯の権威の維持、絶対主義の確立、

軍隊の整備と拡充等のため、又対外的には政治的独立性の保持、経済的勢力の拡大等のための社会的要求に従い、国家需要は増大してきたのである。殊に軍備と政治及び官僚組織の形成は料地収入、特権収入を以て国家経費を支弁することは不可能となり、ここに臨時的非常収入として租税が設定されるに至った。然しながら当時の社会事情よりして君主経済に於ける国家需要充当の手段として、租税は君主の勢力が強力にあらざる限り之を採用することはできなかったのであるが、これは領民の反対によるものであり、租税の如き強制的徴収手段によることなく、専ら内帑財産収入及び特権収入がその需要充当手段とされてきたものであり、之は弱小諸侯の特性にして、領民に対する迎合手段であり、その政策の弱体性の現れである。租税の設定は出来得る限り之を避けることがその方針とされるも、料地収入及び特権収入に限界があり、国家需要は租税の賦課を要求するに至りたるも、当時においては国民社会に於ける経済が逼迫しており、生産手段の破壊による需要、供給の不調、今日の所謂資本の欠乏等により経済社会は不況を呈しており、従つて王侯の経済にありて当然に権力的収入の不足となつて現れてきた。ここに王侯行政の円滑なる施行についても支障を生ずる結果になり、又久しき戦争に原因する都市及び農村に於ける人口の減少は管理上重大なる影響を有し、特別の知識、特別の技術が必要となつてきたのである。即ちこれが管理にあたる官吏に対して特別の知識、特別の技術を必要とする必然的結果となり、斯る事情のもとに於ける官吏の教育のための学問の体系として官房学が存在したといえるのである。従つてその本質をなすものは所謂財務行政であつたといえるのである。

多くのカメラリストは政治家であり、法律家であり、又経済学者であり、その説くところの学説に於ても広範の領域に亘る学問の混合されたもので、政治、法律、財政、経済等広範囲に亘る思想が混合されている。各

学者にしてその所論は一樣でないが、概してカメラリストは重商主義的国家観をもっている。警察国家時代の特徴を有する王侯専制主義を力説し、国家論と経済論とを混同している。又多くのカメラリストは一国の生産力の国民的及び経済的に重点をおくことを強調し、この目的のために経済政策、貨幣を重視し、輸出を制限することとを説き、三十年戦争による人口減少傾向よりして人口の増殖の必要性を強調している。又財政論に於てもその説くところ私経済的論議が多い。斯くして一般に認められる重商主義の思想がドイツに於て王侯の権力の確立ということを目的として、又警察国家に於ける財政技術論として発展しており、多くの論議の中に財政学としての淵源が求められるのである。

ドイツに於ける財政学は当初に於ては官房学によって体系が与えられていると言える。従来多くの財政学者が財政論を展開するに当って行政的解釈に重点をおいていたのも所謂官房学の影響によるものといえるのである。

註① Gerhard Colm, *Essays in Public Finance and Fiscal Policy*, 1955, p. 6.

② Adolph Wagner, *Finanzwissenschaft*, III. Bd. S. 223.

③ J. A. Symonds, *Renaissance in Italy*, 1926.

④ Ludwig Geiger, *Renaissance und Humanismus in Italien und Deutschland*, 1882.

⑤ Paul Wernle, *Renaissance und Reformation*, 1912.

⑥ Ricarda Huch, *Der grosse Krieg in Deutschland*, 3 Bde. 1924.

⑦ Max Weber, *Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, 1904-5. 邦訳 梶山力訳「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」

⑧ 高橋教授は「カルヴィン派新教徒の説いた職業と禁欲の倫理が富の自己目的に生産と蓄積を可能にし、産業の新興に寄与したことは近代資本主義発達史の上では大きく評価されねばならない。だが、こうしたカルヴィニズム（Calvinism）をもって、ウェーバー……ヤトロニルチ……が考えたように、これを近代資本主義精神（資本主義の倫理観）そのものであると

はいえないのではあるまいか。ここではまだ職業の解放も資本家的克己も宗教的權威を前提としているのであるから、神的なもの超越的なものにきびしく対立した自然科学的世界観に立つ資本主義的精神に形成の積極的契機を提示したものとはいえない。カルヴィニズムの果した歴史的役割が中世的社會哲学から近代資本主義精神への形成過程にあたっての橋梁のそれであったことは……宗教改革運動の歴史的成果が何よりもよく物語っているとおりである。」（高橋良三 社会思想史研究——正義と所有にかかわる若干の基本問題 二六頁）といわれる。カルヴィンの主張は神政政治であり、商業は宗教に隸属させられる。個人の自由も集団によって制約をうけるのであるが、集団が神的支配機構の一部であり、個人はその分子としてその支配をうけ、個人の私人的人格は認められない。そこには個人の良心的自由は排斥されるのである。従ってカルヴィニズムの本質は神政として貫かれていて個人主義と考へるのは誤りであると考へられないこともない。かくカルヴィニズムには中世的要素を摘出することができるとしても、カルヴィニズムに於ける職業 Beruf の觀念、又は禁欲的労働に於いて、これを各個人間の善行としてではなく、組織的労働であつたことなどが市民階級にとって合理的、資本主義的經營の志向に一つの觀念的根柢を与へたことはウェーバーの指摘した如くである。又カルヴィニズムに於ける、斯くの如き個人主義に於ても現在我々が觀念しているようなものではなく神の摂理による個人主義であり「カトリック主義、ルーテル主義、樂天的、合理的啓蒙主義とも異つた」とトローバルチ Ernst Troeltsch 1865-1923 を引くわしめた（E. Troeltsch, Die Soziallehren der christlichen Kirchen, S. 623.）とつるの特殊な形態としての個人主義と見られるも、かくの如き宗教的個人主義が經濟的自由主義の淵流をなすものと見ることは否定するところではない。

- ⑧ Niccolò Bernardo Machiavelli, Il Principe 1513. 黒田政利訳 君主論 岩波文庫
- ⑨ Huldreich (Ulrich) Zwingli, Corpus Reformatorum.

- ⑩ 参考文献 Schnolter, Das Merkantilssystem in seiner historischen Bedeutung 正木一夫訳 重商主義とその歴史的意義、竹内謙二、重商政策発達史、高橋誠一郎 重商主義經濟學說研究、舞出長五郎 經濟學史概要

- ⑪ 参考文献 O. Mayer, Deutsches Verwaltungsrecht, I, 1914. G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 1914. 森口繁治 近世民主政治論、市川光忠 帝國憲法論

- ⑫ Christian v. Wolff, Jusnaturae, 9 Bde. 1740-1748.

- ⑬ J. H. G. v. Justi, Grundsätze der Polizeiwissenschaft, 1756.

二 旧官房学派の財政思想

一 官房学の区分

官房学の発展は一般に大体二期に分けられる。プロイセンのフリードリッヒ・ウイルヘルム一世 Friedrich Wilhelm I, Frederick William I の治下の時に於てハルレ Halle 及びフランクフルト・アム・オーデル Frankfurt am Oder の両大学に於て官房学の講座を開設し、ハルレ大学にはジモン・ペーテル・ガッセル Simon Peter Gasser 1676-1745 を、フランクフルト・アム・オーデル大学にはユストゥス・クリストフ・デイトマー Justus Christoph Dithmar 1677-1737 を各教授に任じ官房学の講座を担当せしめた。この講座が置かれたのは一千七百二十七年七月十四日であるが、形式的にはこの年を境として、それ以前の官房学又はカメラリストを前期官房学即ち前期カメラリズム又は前期カメラリスト或は旧官房学即ち旧カメラリズム又は旧カメラリスト Die alten Kameralisten といふ。この年以後のものを後期官房学即ち後期カメラリズム又は後期カメラリスト或は新官房学即ち新カメラリズム又は新カメラリスト Die neuen Kameralisten といふ。前期又は旧、後期又は新を附して区別することがその慣しである。

二 旧官房学派の概観

前期に属するカメラリストは王侯の諮問に答えて王侯行政の本質的な見解を発表し、又行政の技術論を発表したが、後に至りカメラリストと名づけたのであって、その当時カメラリストと称していたものではない。前期カメラリストの所論の内容は行政、法律、経済、財政、行政技術等の広範なる分野に亘り主として君主行政、官

房行政の論策である。前期カメラリストに共通する点は国有財産の増殖、貨幣の重視、行政の整備、人口政策等を論じていることであり、一貫して君主、王侯を中心としての論策である。

前期カメラリストで有名なる学者又は実家はメルヒオール・フォン・オッセ Melchior von Osse 1506-1557、ゲオルク・オブレヒト Georg Obrecht 1547-1612、ヨハン・ヨブヒム・ベッケル Johann Joachim Becher 1625-1682、ファイト・ルデヴィッヒ・フォン・ゼッケンドルフ Viet Ludwig von Seckendorf 1626-1692、サミュエル・フォン・プーフエンドルフ Samuel von Pufendorf 1632-1694、フィリップ・ウイルヘルム・フォン・ホルニック Philipp Wilhelm von Hornic 又は Hörnigk 1638-1712、ウイルヘルム・フレイヘル・フォン・シェンゲル Wilhelm Freyherr von Schröder 1640-1689、ヨハン・ゲオルグ・ライプ Johann Georg Leib 1670-1727 等を挙げることが出来る。その他 H. Arniseus, J. H. Boederi, J. Camerarius, A. Contzen, A. Keckermannus, T. L. Lau, J. Lipsius, G. E. v. Lohneys, J. P. Ludewig, G. Naudäus 等数多く存在する。尚前期カメラリストとしてクリストフ・ベゾルト Christof Besold 1577-1638、ヤコブ・ボルニッツ Jacob Bornitz 不詳 17C. 前半、カスパー・クロック Kasper Klock 1583-1655 等の学者を数え得るも、之等の学者は官房学の萌芽時代にあつて、クロックは租税の法律的根拠を説いているし、又ベゾルト、ボルニッツ等に於ても徴税の法律的説明にすぎない。ベゾルト、ボルニッツ等は概して重商主義的傾向の中にあるけれども、その所論は当時の社会事情、経済事情に於ける法律的説明をなしたものであり、官房学の特徴ともいふべき王侯を中心としてその内閣に関する学問としての本質にふれていない。従つてカメラリストから除外せなければならぬとするものがある。オッセにありても同様の理由によつてカメラリストより除外せんとするものもあるも、オッセにありても又オブ

レヒトにありても共に十六世紀に於て法学的立場より租税政策を論じているが、然しオッセは君主の特権、領地の活用、特権収入、領地収入の有効なる利用によつて領民の福祉の向上を強調し、広く官房行政に対して学識識見ある人材を登用せしめんことを主張している。^{註①}又オブレヒトに於ても国家の財政収入の源泉として特権収入及び手数料収入によるべきものとし、租税収入、その他の収入は第二次的のものとし、その論拠はすべて法理論によつている。^{註②}

ドイツに於ける前期カメラリストとして第一に挙げなければならないのはゼッケンドルフである。ゼッケンドルフは官房学の初期にあつて官房学特有の本質的特色をもっている。ゼッケンドルフに於ても国家の存立の目的を国民及び社会の幸福ということにおき、一切の行政活動の最高目的は社会の幸福ということである。従つて人民各個人の自由なる活動も斯る目的のために制限せられなければならないという。国家活動に必要な経費の財源は国有財産収入並びに特権収入によるべきである。国有財産及び特権こそ財政の基礎となるものであると主張し、租税及び公債による収入は之を避けなければならないとし、当時ドイツに於て実施せられた公債を批判し、財政上に於て租税を課すの止むなきに至りたるときは、その公正なる実施を望み、秩序ある財政、公正にして秩序ある租税及び最善なる経済政策は国民の富強策なることを主張し、課税にありては消費税は直接税より優れており、それによるべきことを主張している。^{註③}

オーストリアの前期カメラリスト、シュレエデルは王侯の富は即ち国民の富である。そうして一国内に於ける富を豊かならしむるには金銀の如き貴金屬を所有することであるという。従つて金銀の如き貴金屬或は貨幣による国家収入をはかることが財政の目的となる。ゼッケンドルフにありては社会の幸福ということが行政目的とな

り、財政の対象となるのであるが、シュレエデルにありては王侯が如何にして金銀を保有するかということ、この国庫収入の計画が財政の対象をなしている。ゼッケンドルフは国家行政と財政とを主として論じているのであるが、後期カメラリストに見られる警察国家に於ける行政の最高目的を社会的、共同的幸福とする福祉国家観への発展過程として既にゼッケンドルフの思想の中には斯様な福祉国家観がひそまれていると見ることができ。シュレエデルは一国の富は貨幣、金銀の数量によつて測定されなければならない。貨幣、金銀は物の価値を表わし普遍的価格を形成するものである。一国の富は土地及びその他の源泉より貨幣及び金銀を吸収することによつて豊かとなると、一国の富に於ける本質的なる意味を貨幣及び金銀のもつ性能の中に求めている。貨幣及び金銀のもつ意味は貨幣及び金銀は価値の負担者である。従つてそれが置きかえられることによつて窮極に於ては富を形成するものである。故に貨幣、金銀の流通を阻むときはその社会に不幸をもたらすものであり、これによつて王侯の幸福をも阻害するものとなし、貨幣、金銀の流通に於ける意義を強調するのである。貨幣即ち貴金属を富そのものと見ず、又貴金属を価値ではなく価値の負担者となし、目的そのものではなく目的に到達する手段となし、財の生産要素となし、重要な流通手段となす点に於ては、後期カメラリストたるユステイ、或はラウTheodor Ludwig Lau等とその見解を同じくしている。

ブーフエンドルフは租税の根拠については君主が人民に対しその生命と財産を保証することによつて要求する代償であるとなし、ゼッケンドルフが消費税を以て直接税より優れていると主張するに對しブーフエンドルフは一般の人民にありては当然に財産税及び人頭税は負担すべきものであると云う。^{註③}ベゾルトにありても租税を課する場合に於て間接税にありては直接税より優れていることを主張するのであるが、ベゾルトは国家収入獲得の手

段として特権的收入等は常時的に必要なものであるが、王侯特権の一方的な専横なる拡大に反対し租税の必要なることを認めるのである。然し租税についても主権者の専横なる権力的介入に反対し、且つ特権階級に於ける免税措置に反対し、租税に於ける議会の承認権及びその監督権の必要なることを主張するのである。^{註⑥}ボルニッツにありても租税の重要なことを認識せんとする学者である。ボルニッツは財政上に於て領地収入は重要であるが、然し君主に租税の課税権を認むることも重要なものである。そうして課税に際しては一般に租税負担は平等であるべきであり、特定人に対して特定の負担をなさしむべきではないと主張するものである。^{註⑦}クロックは特権的收入の史的考察の上に於て君主の収入を形成するものの中核をなすものとして、特権収入の地位とその重要性を認めるのであるが、^{註⑧}又君主の収入として租税の重要なことも認めるのである。クロックは租税の根拠を明らかにし、課税の公正を主張するのであるが、租税の史的考察と緻密なる統計的研究とによつてその原則が論ぜられている。クロックは租税の根拠即ち租税の成立は等族の協賛によつてのみ法律上有効に成立するものである。又課税に際しては普遍性及び平等性の原則によるべきである。そうして租税にして平等なる課税を實現し得るものは所得課税だけであるとなし、所得課税に於て各個人の所得を把握するための査定については嚴格なる法的根拠によらなければならないと主張するのである。各個人の所得の把握については一切の財産並びにその所得、事業及びその収入、資本利子、各個人の俸給等広範囲の計算要素を認むることを主張し、所謂租税救済の方法についても論及する極めて進歩せる所論である。従つてクロックの租税に関する論議は注目せられるところであり、租税理論の体系的研究としてその価値が高く評価せられるところである。^{註⑨}

オーストリアに於ける前期カメラリストとして有名なるはシュレエデル、ベッヘル、ホルニツクである。シュ

レエデルについては既に述べたところであるが、ベッヘルにありては國家を定義して、國家とは人口多き自給し得る社會であるとなし且つ人間社會がすべての法律秩序の基礎となるものであるとなし、そうして此社會に於ては主權者と人民の二つの種類の人が必要である。人民は本質的には市民社會を構成するものであり、市民社會のために主權者が存在するのであって、主權者のために社會が存在するのではない。そうして又主權者は公僕であるから社會に於ける各個人が社會生活をなすために各個人をして秩序と社會的法規に従わしめなければならぬという。ベッヘルの所論に於ても所謂三十年戰爭による國土の荒廢、都市に於ける、農村に於ける人口の減少ということに刺戟せられているし、人口の最も多いことがその國家を繁榮ならしむることであると考えている。そうしてこの人口の最も多い社會が、そうしてその社會の各個人の生活に於てその生活の資料を自給し得ることがその社會を繁榮に導くものと考え、斯くの如き立場から一切の國家活動の方向、經濟政策の方向を或は貿易についての方向を論ずる。即ちベッヘルの農業發展の重要性、商業の重要性の強調はそれを示すものである。國家社會に於ける各個人が各個人相互間に於てその必要とする物資を供給し得るような狀態の社會は正しき社會である。それには先ず扶養領域として農業の發展が必要であり、次に生産領域としての手工業の安定が必要であり、供給領域として商業が重要であると考える。斯く整備された社會こそ理想的なる社會であつて、ベッヘルのいうところの正しき社會である。尚ベッヘルは之等の社會の福祉の源泉をなすものは、人民の消費であるからして消費の増進こそ國家政策の目的であると考え、一國の社會の繁榮の原因をなすものは人口の増大であり、その消費が満足であることを主張する。従つて政策の目的がこの方向にむかつて論ぜられているのである。^{註⑩}

ホルニックの所論はドイツ、オーストリアが一千六百八十年より一千六百八十四年に至る各種の戰爭によつて

受けたる戦禍の影響ということによって刺戟せられている。従つてホルニックの所論は富国強兵の策となつて現れている。ホルニックの唱える公経済に於ける九原則がそれを物語っている。即ち土地及びその生産力の活用、国内加工業の發達策、人口の増加と労働資源の効果的開発、貨幣金銀の流通、自国生産品による満足、貿易に於ける金銀の輸出を禁止し物品の交換による、完成品の輸入をひかえ原料の購入をなす、国内余剰品を可能なる限り輸出する、国内生産品の同一生産品の輸入を禁ずる、斯くすることによって自国内に経済的準備が完成し、自国の富が増大し、経済的自立が達成すると考えるのである。要するにホルニックにありては如何にして一国の富を増大せしむるかということであり、従つて一国の経済的自立と、又一国の経済的自立を計り、一国の富を増大せしむることによつて、その国の政治の独立をはかり、政治力をより強大ならしめんことを主張しているのである。^{註⑩}

註① Melchior von Osse, Testament gegen Herzog Augusto I Churfürsten zu Sachsen, 1556.

② Fünf unterschiedliche secreta politica von-billiger, rechtmässiger und notwendiger Erhöhung eines jeden Regenten jährlichen und Einkommen, 1617 としプオノンベニヤの著書はその死後その子によつて編纂されている。

③ Veit Ludwig von Seckenduff, Der deutscher Fürstenstaat, 1655.

④ Wilhelm Freyherr von Schröder, Fürstliche Schatz-und Rent-Cammer. Lpz. 1721.

⑤ Samuel von Putendorf, De Jure Naturae et Gentium, 1672.

⑥ Christoph Besold, De Aerario Politico, 1620.

⑦ Jacob Borniz, (とちんせ Borritius), Aerarium s. tractatus politicus de aerario sacro, etc., Frankfurt, 1608. Tractatus politicus de rerum sufficientia in republica procuranda, Frankfurt, 1625.

⑧ Kasper Klock, Tractatus juridico-politico-historicus de aerario, etc., Nüruberg 1651.

⑨ Kasper Klock, Tractatus nomico-politicus de contributionibus, Basel 1634, Frankfurt 1655.

② Jahann Joachim Becher, Politischer Discurs, 1668.

③ Philipp Wilhelm von Hörnigk, Oesterreich über Alles, Wann es nur will, 1684.

三 新官房学派の財政思想

一 転換期に於けるカメラリスト

ドイツ、オーストリア等に於ける代表的学者又は実務家と見られる前期カメラリストの見解をみてきたのであるが、十八世紀に入ると前期カメラリズムの時代も過ぎて、官房学の組織的論述が行われ、その体系化が行われる。官房学が組織だてられ、体系化され、ここにカメラ学独得の性格が明確化され、官房学が大成せられる時期となる。

前期より後期の転換期に於けるカメラリストとして、ジモン・ペーテル・ガッセル Simon Peter Gasser 1676-1745^{註①} ユストウス・クリストフ・ディートマール Justus Christoph Dihmar 1677 又は 1678-1737 又は 1738 を初めとしフェルステナウ J. H. Fürstenau 1688-1756^{註②} ベルグ A. Berch 1711-1774^{註③} シュンケ Georg Heinrich v. Zincke 1692-1768 等前期カメラリズムから後期カメラリズムの転換期の学者を挙げる事ができる。尚この転換期にシュマイツェル M. Schmeitzel 1679-1747^{註④} ステッセル F. U. Stisser 1689-1739^{註⑤} シュレイベル D. G. Schreiber 1709-1777 等を数えらるゝことができる。

二 新官房学派の概観

後期カメラリストとしてダルエス Joachim Georg Darjes^{註⑥} ステルンシェン Sternschütz^{註⑦} スプリングェル

官房学派に於ける財政思想（箕浦）

Springer、プファイフェル J. F. von Pfeiffer 等数多くの学者を数えることができるが、官房学はプロイセンのユステイ、^{註⑥}オーストリアのゾンネンフェルス J. v. Sonnenfels ^{註⑦}の二人の学者を通じてその特質が明確にせられ、組織だてられ、大成したものとされる。ユステイに於ても、ゾンネンフェルスに於ても従来の私経済的、家計論的財政論から前進して国家財政論への基礎づけがなされている。ユステイにありてはその観察の方法を経済学的に、そうして財政学的に二分しているが、いまだこの両者の間に明確性の失われている点もある。従来の私経済的、家計論的財政論から前進し得たとしても、その経済学的観察に於て行政と私経済との混同した観察が含まれている。ゾンネンフェルスは所謂カメラ学なるものの本質を国家学の領域に於て求めんとして組織だてられている。そうしてゾンネンフェルスの論述はカメラ学の分科の方向を示すものであるが、ユステイと共にプロイゼン、オーストリアに於けるその当時の所謂警察国家時代の特性と絶対主義的君主専制主義が内在していると見られる。殊にユステイに於ては自由主義的傾向の表現がなされたところがあるとしてもこの事を否定はできないと思う。ガッセル、デイトマール、プッフエンドルフ、ライプ等のカメラリストは経済的素地に基づいてよく個々の財政政策を論じている。前期カメラリストの論述は概して断片的であり、体系的ではない。王侯の諮問に対する答申案、又は個々の経済政策、財政政策の論議に終っているものが多い。そうして前期カメラリストは概して学者というよりは実家が多かったのである。多くは君主王侯に隸属する官吏たちの行政、財政、経済に対する献言方策又は断片的論議が多いのである。然るに後期官房学に入つてその理論が組織だてられ、その体系化が行われる。即ち十八世紀に入るに及んでカメラリストは一般に国家の本質を究明せんとし、国家論と経済論との範疇を判然たらしむる。行政の本質と行政機構とに体系的なる論述を行い、その組成は科学的となつてきたので

ある。又財政に於ても財政に於ける分野を判然たらしめ、財政現象に於ける因果関係の追及、又財政現象の中に於ける普遍的なる法則の探究によつて科学的、体系的論述が行われるに至り、ここによりやく官房学が固有の学理として構成されるに至つた。殊にユステイ及びゾンネンフェルスの論述はその代表的なものと見られるのである。然しながらその科学的素材の取扱やその学理の構成について、科学的重要性が認められてきたとはいへ、前期カメラリズムより後期カメラリズムに一貫して見られる思想はやはり官房学に固有なる社会的、共同的幸福の思想である。カメラリストの抱く社会的、共同的幸福は君主、王侯を含めて君主、王侯を中心とする人民の幸福を指すのであつて、君主なり王侯なりの幸福と人民の幸福とは完全に一致するとなす思想である。そうしてこの社会的、共同的幸福の増進こそ官房学に一貫して流れる政策傾向である。

シュエルトツ T. Schmalz 1764-1831、フォン・フルダ F. K. von Fulda 1774-1847^{註④}、カール・ハインリッヒ・

ラウ Karl Heinrich Rau 1792-1870 に至つてその経済学的考察の傾向は明瞭となり経済理論、私経済学、経済政策、財政学々の分科の傾向が現れ初めたのである。ラウはイギリス経済学の影響のもとにあるも尚国家経済政策に於ては官房学のなかにあり、特にドイツ財政学の独立に大なる功績を残している。ラウの主著については「官房学について」Über die Kameralwissenschaft. 1825. 及び「財政学原理」Grundsätze der Finanzwissenschaft, —Lehrbuch der Politischen Ökonomie, 2. Abtheilungen, Leipzig und Heidelberg 1932「経済学教科書」の第三巻——である。この「経済学教科書」は国民経済学原理、経済政策原理、財政学の三部四巻よりなっている。斯くの如くその研究対象によつて経済学原理と経済政策と財政学の三つの分野に分類したことはその大なる特徴とされ、又特にその官房学に於て従来の技術論、私経済的論議より更に経済学的考察に進んでおり、殊に財

政学に於ては財政資料を豊富に蒐集し、之と統計に基いて組織的に体系づけ明確に理解することに努めたのである。財政学の体系を進歩せしめたのである。ラウに於ける財政学の体系は経費論、収入論、公債論、財政制度論及び財務論から構成されている。ラウにありてはその租税原則を平等犠牲による普遍性 *Allgemeinheit* と比例性 *Verhältnismässigkeit* にあるとなし国家収入を分ちて課税収入と私的収入となし更に課税収入を租税 *Steuern* と手数料 *Gebührn* となし私的収入を自由競争を前提とする収入と市場独占とに分けてゐる。

経済学は十八世紀に及んでその理論的体系の建設に進んでいった。この時代に於て財政理論にありても科学的研究の途上に於てもたらされたのであるがこの意味に於て財政の経済理論的、財政学的説明を最初になしたのはフイジオクラフト *Physiocrates* である。

官房学に於てツインケ、ユンク J. H. Jung 等の所論の中には経営経済学々の分科の傾向が見られ、ロイヒス J. M. Leuchs 1763-1836^{*} ルドヴィチ C. G. Ludvici 1707-1778^{*} マイ J. C. May 1731-1784 等の所論に於てその体系化の傾向が見られるのである。

三 ゾンネンフェルスの財政思想

カメラリストの中には三十年戦争による人口減少の傾向に刺戟せられて一国人口の増大をはかること強調しているものがあるが、ヨゼフ・フリーエル・フォン・ゾンネンフェルス *Joseph Freiherr von Sonnenfels*, 1733-1817 に於ても人口増加の必要を強調している。即ち人口の増大することは政治的特権とすべての経済的発展とに対する源泉となるものである。人口が多ければそれだけ対外的に外敵の防禦力が増大する。従つてそれだけ対外的に安全度の増加をみることになる。又対内的にも一国の社会生活を安全ならしむる、国民の行政に対する援

助が人口の増加に伴って増加するからである。又国内的に生産力の増大となる。人民が増大すればそれだけ人民の欲望に対する種類が増加し複雑になる。即ち各個人の需要が多種類となり、従って之に対応する生産が必然的に発生することになる。又人口が増大すればその比率に於て労働力が増大しこの結果生産力が増大し、生産品がその国家に於て豊富となるものである。従つて国家論の最高目的は国内人口を増大せしむることであると論じている。人口増加を前提として国家権力は成立し、これに伴つて国家の行政活動がなされ得るのである。ゾンネンフェルスは一国の人口の増減こそ、その社会の公共的福祉の増減にかかるものとしているのである。又ゾンネンフェルスは又財政に於て国有財産収入及び特権収入はその源泉としては極めて狭隘なる範囲のものであると述べ、財政収入について租税の重要性を説いている。然し従来の租税及び関税が租税請負制度によつて行はれては反對している。ゾンネンフェルスは課税に於て直接税よりも間接税の優れてゐることを認める。資本課税の直接税については之を承認しないが奢侈的課税、貨幣的収益に対する課税は之を認めている。そうして一国の社会に於て人口が増加することはそれだけ国家経費の負担者が増加することであり、又租税に於て担税者の数が増加することを意味する。従つて各個人に課せられる租税負担を軽減ならしむるものであると論じている。ゾンネンフェルスが一国内に於て自然的政治的事情が許す限りに於て、その一国社会の人口を増加せしむることが、国家論の最高目的であり且つその社会の公共的福祉を増加せしむるとなす。従つて国家の行政活動もその社会の人口の増加が許される範囲に於て拡大するものである。又人口の増加が多様な職種の発生を促し、大量需要を可能ならしめる。人口の増加が労働源を供給する。故に大量生産が可能となり外国貿易の対象たる農業、工業の生産物の量を豊富ならしめる。又従来の国有財産収入及び特権収入を以て、国家経費に充当せんとする意見に對し、

一国の収入の源泉は領地、特権であるが、その他個人の負担に帰する収入がある。臨時費についてはこの収入によって充当せらるることあるも、一国の財政が官房予算を通じて成立し他の派生的収入に頼ることなく総て経常費は官房収入によって充当せられることが理想の原則であるとなすも、大なる人口を有する一国社会に於ては、財政収入上租税の重要性をとくゾンネンフェルスにありては、国家が所有する富、財産の累積に対しては之を認めず、その財政論に於ては従来の王侯の私的家計の学より逸脱して、ようやく国民経済的にその論議の基礎をもちつつあったといえるのである。ゾンネンフェルスは財政に対して経済的考慮の必要性を主張しているのである。^{註⑥}

四 ユステイの財政思想

ヨハン・ハインリッヒ・ゴットロープ・フォン・ユステイ Johann Heinrich Gottlob von Justi 1702, 1705, 1717 又は 1720-1771 はドイツ従来の官房学の基礎の上に立つて官房学の本質を明確ならしめ、立法、行政、財政、経済に亘って、その組織化を計りその体系的完成をなさんとしたものである。それは従来の官房学を以てその理論に秩序を与えることであり、体系を与えることである。従つてユステイは新しき認識対象を求めたものではない。それは広汎なる分野に於ける素材を整理し、理論的体系を与えることにおいてである。ユステイは官房学を一国の社会生活に於て、又その社会に於ける各個人の負担する義務に於て必要なるものであり、行政には官房学は必要なる学であると考えているのである。そうしてそれは人間の社会生活に必要とせられる他のあらゆる学と共に必要なる学である。固有の官房学即ち所謂財政学は国家の財政上の資金を支配者と臣民の社会的幸福を促進するために適正に且つ経済的に調達し使用管理するために必要なる知識とその方法を言うのである。即ち固有の官房学は国の財産の理性的使用、間接財産の徴集を要素としその本質的な目的は社会的幸福である、従つ

てこの目的遂行のための一切の施設に対して充当するということについての学であるという。^{註⑥}殊にユステイを以て後期カメラリストの代表者たらしめんとするものあり、又官房学の完成者であるとなすものもある。確かにユステイの学説の中にはドイツ官房学の典型的な特徴が見られるのであるが、然し経済学者として当初に於ては重商主義の影響をうけており、晩年に至ってモンテスキュー Charles Louis de Secondat, Baron de la Brède et de Montesquieu 1689-1755 の影響をうけており、又フランスの自由思想の影響をうけているといわれる。又晩年に於ては重農主義者の影響をうけるに至っている。ユステイは数多くの業績を残している。その中でもユステイが官房学の分析組成に當つて王侯権力との關係に於て最も重く見てゐるのは所謂行政としての概念である。

ユステイの國家觀は人民の社会的幸福という点に要約せられてゐる。ユステイに従えば國家の存立ということの目的が人民の社会的幸福ということにおかれる。即ち國家の終局目的は國民の幸福である。國家はこの社会的幸福を終局の目的として最高權力のもとに於ける多數人の結合である。國家の最高權力は社会的幸福を目的として確立せられる。國家の終局目的としての社会的幸福に到達するために國家の財産並びに能力を使用することこそ國家の最高權力である。そうして國家の財産を構成し又國家の最高權力に属するものは國內に於ける動産、不動産を問わずあらゆる種類の財貨、國內に於ける人の能力である。又人そのものも或場合には含まれる。即ち最高權力は一切の物の理性ある使用及びその権能である。國家はこの最高權力のもとに人民の社会的幸福を目的とする。そうして國家のなすべきことは財産の保全とその獲得及び増加であると論じてゐる。斯かる見解の中には所謂官房学の典型的な特徴が見られるのである。ここにユステイの説く幸福という概念にしても領邦國家に於ける絶対的思想が見られるのである。即ち王侯の幸福と人民の幸福とは一致すると説いてゐる。そうして幸福の

終局は個人生活の精神的完成であるとともに物質的完成であり之が社会的調和である。即ちユステイの説く幸福への到達の具体的なる表現は各個人相互間の關係に於ける人格的完成であり、又その生活に於ける物質的満足である。幸福に到達するがために国家の行政施設に対する各個人の合理的なる自由を許し、又各個人のその能力に應じて各個人に適當する、又その時の必要に應ずる生活を満足せしむるものである。^{註⑦}斯く考えるユステイに於てもそれは王侯権力にもとずく官房行政を基調として限界づけられるものであり、この国家に於ける終局目的とする福祉觀に於ても王侯権力による絶対主義を中心概念として限界づけられているのである。国家がその目的とする幸福は王侯と人民とのはなれ難きものである。即ち王侯の永続的な幸福のためには人民の永続的な幸福を要するものであり、両存せしむべきものである。かくて国家としてなすべき事は財産の保全とその獲得及び増加である。斯くする事によつて個人の生活を満足ならしむる。従つて行政の目的が一般的行政に対してのみならず経済的に發展する。ユステイの言うところの財産に対する觀念にしても封建的な絶対主義の上にたてられてゐる。前期及び後期のカメラリストを通じて一貫せるところの封建的絕對主義に於ける共同の幸福の思想は又財産觀念をも限界づけている。既に述べた如くユステイに於ける財産觀念は非常に広汎なる範疇のものを包含する。ユステイの國家の財産とは國家内即ち領土内に存在するあらゆる種類の動産、不動産である。その所有の歸屬が直接國家であると人民であるとを問わず國家の財産である。又その國に屬する人に於ける能力も國家の財産であるし、場合に於ては人そのものも國家の財産となる。かく包括的概念として把握せられるのである。斯くてこの財産の理性的使用又はそれに対する權能が國家の最高權力である。従つて國家の財産の理性的使用こそ國家の最高の行政といわなければならぬ。即ち國家内に於ける國家に專屬する財産及び個人に專屬する財産又は人民の

能力の理性的使用又は使用する権能としての国家最高権の発動である行政作用であり、そうしてそれが国家存立の終局的目的たる国民の幸福に到達してこそ行政の目的は達成せられるのである。斯くて又国民財産の保全、獲得及び増加に対する国家意志が又行政の概念を規定づけることになる。又斯くてユステイの財産觀念よりその所有の帰属が国家にあるもの及び特権と人民に帰属するものとの二種の概念が得られる。そうしてここには国家の財産と国民の財産との區別を行うことなく国民財産を以て国家財産と同一に概念づけている。ユステイにありては明らかに行政の目的は人民の福祉である。之に従つて派生する作用として国家の財産の管理と増殖並びにその理性的使用である。そうしてユステイは国家の財産の管理と増殖を行政学の対象たらしめんとする。従つてユステイの行政学の対象としての領域は經濟の広い分野に向けられる。又この概念こそ行政作用と財政作用との概念の明確性を欠くところであるが、ユステイにありては国家に於ける財産の理性的使用こそ官房学又は財政学の學問的対象であるとなすのである。^{註⑥}

ユステイは國家の經費は領地收入と特權收入とによつて充當すべきことを主張し、租税の実施によることよりも産業の發展を強調している。即ちユステイは國家經費の充當には領地收入及び特權收入により、領地收入及び特權收入によるも尙國家經費の充當に於て不足を來す場合、又他に適當なる經費充當の財源のない場合に於て貢納及び租税によるべきであるとなす、そうして貢納及び租税は收入の最後の方法とせなければならぬ。最も財政の健全なる状態は領地收入及び特權收入を以て國家經費を充當し得ることであると論ずる如くユステイの租税の根柢は個人に専屬する財産又はその收益に對してなるべくその侵害を避けようとする意思に基き、租税收入を以て國家の最も健全なる收入となす理論とはその趣を異にしている。そうして國家の行政に對する經費の必要が、

即ち行政は経費によって行われるということが直ちに人民に対して貢納せしめ納税せしむる根拠とはならない。国家の財産及び特権による収入又は他の適当なる財源よりの収入によるも尚国家経費充当に不足を生ずる場合、人民がその財産又は収益に対して一定割合による個人に専属する財産の一部を以てこの経費を充当せしむべきものであると論ずる。^{註⑨}これは国民負担の限界を最小ならしめる意図をもつものであり、又ユステイの租税理論の中に於ても一貫してその福祉観がうかがえるのである。従つてユステイは社会的福祉を目的として各個人の自由契約によって構成する市民社会に於ては貢納し納税することは正当と考える。従つて国家財産又は特権を以て国家需要の充当に不足する場合又は他の財源の存せざるときに貢納又は租税を認め、そうして国家の終局的目的としての福祉目的に限定してその正当性を認めるのである。租税行政についてユステイはすべての人民は平等なる保護のもとにあるが故に平等に貢納しなければならない。そうしてその貢納は完全なる平等に又は公正なる割合に於てなさるべきである。この貢納は各個人をして貢納し得る地位にあることが必要であると論じている。ユステイに従えば租税原則ともいふべきものは六項のものを示している。租税は臣民の元本財産を侵害せざるよう留意して、その額が決せらるべきでは確実の規準によるべきである。即ち臣民が何等の苦痛を感じず自主的に進んで納税し得るような方途を講ずべきである。租税は個人の自由、信用契約の關係、營業の自由を侵害してはならない。租税は公平であつて平等に課せられるべきである。租税は国家の性質に適合するもの即ち確実にして公明なる根拠によるべきである。各国家はその成立の淵源を異にし、国情を異にし、政治形態を異にする。従つて一国の行政はその国家の性質に適合する組織を有し之に反する財政制度は許されない。租税に於てもこの国家の性質に適合するものでなければならぬ。租税は欺騙なき理由が必要である。租税はすべて公明にして確実であ

り、容易に之を理解し多数の徴税施設、徴税費を要せざる必要がある。租税はその徴収が容易であり簡便なる方法によらなければならない。又徴税行政費が小額で済み、人民に於て納税費用のいらざる方法によるべきであるとなす。即ちユステイの租税に関する原則ともいふべきものは一、自主的納税に於ける苦痛圧迫の排除、二、自由の保証、経済的活動の自由の保証、三、租税の公平、平等、四、租税の根拠、五、租税の明確、公明、確實、即ち欺騙によらざる理由、六、徴税の容易、簡便の六項となる。之等の六原則は後に至つてA・スミスによつて四原則として要約せられていと言われA・スミスの租税四原則に類似したものである。ユステイは課税の公平、平等ということを前提として不動産課税即ち土地税、人的課税即ち階級税、營業課税即ち収益税を論じ、之等はすべてここにいる租税原則、殊に租税の公平、平等の原則に合致しやすい租税であることを要するとしている。然しながらユステイは個人の所得及び財産に対する課税に反対し租税請負制度を非難している。この中には王侯國家に於ける絶対主義的なる社会的幸福の思想と矛盾する要素を含むものであるが、各個人の生活狀態がかく貢納や租税に対して負担能力あることを要する。各個人の負担能力を越える租税は生活に於ける元本を奪うものであり租税の性質を失う。又かく負担能力を越える租税によりて國家需要を充當することは行政の限度を越すものであり、社会的幸福を破壊するものであるという。ユステイは既に述べたる如く國家及び君主の土地及び特權收入を以て國家經費を支弁すべきことを原則とし、その他に適當なる財源なきか、又はこれ等の收入によつて國家經費に不足を生ずる場合に於て貢納或は租税を用いることを認める。これは官房學に貫く思想で、前期官房學の代表者と見られるゼッケンドルフに於ても一國の財政は國家の有する土地收入及び特權收入を以て經營すべきである。財政に於ては租税及び公債によらずして之を維持しなければならない。今仮りに國家經費の支弁の

ため租税又は公債の方法を用うるとしても一時的の措置でなければならぬし、又それが仮令一時的であつたにせよそれは財政の失敗であるというてゐる。然しながらこれが前期官房学より貫く思想であつたにせよ、又ユステイが斯く強調したにせよゾンネンフェルスが主張する如く、官有財産及び特権収入は極めて狹隘なる範圍に於て財政収入の源泉たることを得るのみであり、既にその当時は領地經濟、特権經濟の消滅せんとする過渡期に當り、ユステイが貢納或は租税を以て最後の手段たるべきものと主張していたにしても、その当時の國家に於ては租税収入は重要な財源をなしたのである。然しながらこれが現実であつてもユステイは理想として領地收入及び特権収入を重要視し、租税を実施することよりも産業の發展策を講ずることを強調してゐる。前期カメラリストたるゼッケンドルフはやむを得ず、租税による場合に於ては直接税を施行することよりも消費税によらなければならぬと主張する。ユステイにありては内國消費税については生活必需品に於ける事業に對してすべて不利なる取扱ひとなり且つ租税原則に反するものとなして之に反對しこの内國消費税よりも収益税としての營業税の方を重んじてゐるのは一つの特徴といわなければならない。尚ユステイにありては一國の財政需要の充足に即應し得ないものとして單一税論に反對して複税論を主張してゐる。^{註⑩}

ユステイの經濟的思想については既に述べた如く重商主義の思想の影響をうけてゐるのである。ユステイは一國に於ける富は貨幣、金銀等の貴金屬の価値によつて表現せられるものである。従つて一國に於ける富を増大ならしめるには貨幣、金銀等の貴金屬を獲得することであると考えるのである。そうしてユステイは一國に於て貨幣、金銀等の貴金屬をより多く獲得するということは即ちその國の政治力の經濟的表現であると見るのである。又國家の終局的目的たる社會的幸福ということのために、國家は國民財産の保全、その獲得及び増加の方法を考

えられるものは一国の人口の増加、外国貿易及び鉱山の開発経営であるというてゐる。即ちユステイが考える一国の富を増大ならしむる方策はこの三つである。一国の人口を増大ならしむるという命題はその重要性和に伴つてユステイの経済学説の重要な部分をなしている。人口の増大に伴つて必然的に農業及び手工業が発展するものと見られる。各個の人民に財産を私有せしむることは労働と勤勉を促すことになるが、国家及び君主に専属する土地及び特権の如き直接財産たると各個の人民に専属する間接財産たるとを問わず、之等の財産の理性的使用こそ共同的、社会的幸福をもたらすものであると主張する。ユステイに於ける経済思想もこの国家の最高目的によつて限界づけられ、人民の経済生活のあらゆる分野に於て王侯の行政措置を認め、重商主義的経済政策に終始してゐる。

註① Joachim Georg Darjes の主著 *Erste Grnd der Cameralwissenschaft*, 1756. 「官房学第一原理」である。

② ユステイは数多くの著述を残しており、その論するところは「国家」行政、財政、経済と極めて広い範囲の分野に亘つてゐる。警察国家の理論としては *Grundsätze der Polizeiwissenschaft*, 1756. 「警察学」である。又 *Natur und das Wesen des Staates*, Berlin, Stettin u. Leipzig, 1760. 「国家の性質と制度」がある。財政制度の研究としては *System des Finanzwesens nach vernünftigen aus dem Endzweck der bürgerlichen Gesellschaft und aus der Natur aller Quellen der Einkünfte des Staates hergeleiteten Grundsätzen und Regeln ausführlich abgehandelt*, 1766. 「財政制度の体系」である。租税論としては *Ausführliche Abhandlung von der Steuern und Abgaben*, 1762. 「租税及び公課に関する評論」である。国家経済としては *Staatwirtschaft oder Systematische Abhandlung aller Ökonomischen und Kameralwissenschaften, die zur Regierung eines Landes erfordert werden*, 1758. 「国家経済」経済学「官房学の全体的研究」である。尚その他の外に *Gesammelte Politische und Finanzschriften*, Kopenhagen und Leipzig 1761. 「政治及び財政論集」等がある。

ユステイはドイツのハルレ Halle の近郊ブリュッケン Brücken に於て生れてゐる。その出生の年については正確に判

明してゐるが一七〇二年又は一七〇五年又は一七一七年或は一七二〇年ともられてゐる。キュストリン Kustrin に一七七一年に没してゐる。最初ウァーテンマン Wittenberg にて官房學を修め（一七四二—一七四四）、後ウァインハラの官房學教授となる。（一七五〇）。

③ ヘンネンハスに於ける警察の Grundsätze der Polizei, Handlung und Finanz, 3 Bde., 1763-1768, 8 Aufl. 1819-1822. Über die Abschaffung der Folter, Zurich 1775, Nürnberg 1782. Über Wucher und Wuchergesetze, 1789. Gesammelte Schriften, 10 Bde. 1783-1787. 著者姓名の略記あり。

④ F. K. von Fulda, Handbuch der Finanzwissenschaft, Tübingen, 1827.

⑤ J. F. v. Sonnenfels, Grundsätze der Polizei, Handlung und Finanz.

⑥ J. H. G. v. Justi, System des Finanzwesens.

⑦ J. H. G. v. Justi, System des Finanzwesens, J. H. G. v. Justi, Die Natur und das Wesen der Staaten.

⑧ J. H. G. v. Justi, System des Finanzwesens, J. H. G. v. Justi, Staatwirtschaft oder Systematische Abhandlung aller Ökonomischen und Kameralwissenschaften, die zur Regierung eines Landes erfordert Werden.

⑨ J. H. G. v. Justi, System des Finanzwesens.

⑩ J. H. G. v. Justi, System des Finanzwesens, J. H. G. v. Justi, Ausführliche Abhandlung von der Steuern und Abgaben.

参考文献

F. Shtitzer, J. v. Sonnenfels als nationalökonom, 1906.

H. v. Srbik, W. v. Schröder, 1910.

Erdberg-Krczewski, R. v. J. J. Becher, 1896.

A. W. Small, The cameralists, The Pioneers of German Social Policy, 1909.

K. H. Rau, Ueber die Kameralwissenschaften, 1825.

Kurt Zielenziger, Die alten deutschen Kameralisten, Ein Beitrag zur Geschichte der Nationalökonomik und zum Problem des Merkantilismus, 1914.

- A. Nielsen, Die Entstehung der deutschen Kameralwissenschaft im 17. Jahrhundert, 1911.
- L. Sommer, Die Österreichischen Kameralisten, in dogmengeschichtlicher Darstellung, 1920-25.
- G. Marchet, Studien über die Entwicklung der Verwaltungslehre im Deutschland, 1885.
- W. Roscher, Geschichte der Nationalökonomik in Deutschland, 1884.
- J. W. Horrocks, A short history of mercantilism, 1925.
- A. Wolfgang Gerloff, Staatstheorie und Staatsproxis des Kameralistischen Verwaltungsstaates, 1937.
- W. Stieda, Die Nationalökonomie als Universitätswissenschaft, 1906.
- Karl Dietrich Hülmann, Geschichte des Ursprungs der Regalien in Deutschland, 1806.
- 島 恭彦 近世租税思想史
- 高木 寿一 近世財政思想史
- 今中 次曆 政治思想史 上巻
- 木村 元一 財政学——その問題領域の発展
- 阿部 賢一 財政学史 経済学全集第二〇巻
- 矢口孝次郎 初期王制と重商主義
- 花戸 龍藏 財政原理学説
- 花戸 龍藏 財政思想史（古典編）
- 神戸 正雄 財政学大系
- 小川郷太郎 財政総論
- 菅野和太郎 ユステイの財政学説 彦根高等商業学校パンフレット 第二号
- 小山田小七 ホルニツクの埶国至上論 大阪商科大学研究所年報 第十号
- 小山田小七 シュレーデルの王室金庫論 経済論叢 昭和十二年五月号
- 小山田小七 ベッヒャーの「政治論」 経済学雑誌 昭和十四年八月号
- 木村 元一 カメラリスムス成立期の財政 一橋論叢 二二ノ六

- 木村 元一 J・J・ベッヒアーについて 一橋論叢 三五ノ二
木村 元一 カメラリスムスの性格 財政 昭和十八年十一月号
木村 元一 カメラリスムスの本質に関する諸見解 一橋論叢 昭和十八年十二月号
武藤 正平 十七世紀独乙官房学派とその理論 横浜市立商業専門学校研究論集 一九、二四、二八号
日柳彦九郎 経済学分科についての考證 山口高等商業学校二十周年紀念講演及論文集
福田敬太郎訳 エルンスト・ワルブ 官房学と比較経済学 国民経済雜誌 四四ノ三